

# 富士吉田ブランド認定 応募要項

---

令和5年8月

富士吉田商工会議所

## ① 「富士吉田ブランド」とは

### ■定義

世界が認める富士山。その麓にあるまちとして。そこから生まれる魅力を届ける。

富士山が世界文化遺産に登録され、国内外からの注目を浴びている現在、富士吉田市には多くの観光客が訪れています。

富士吉田市は、富士山の麓のまちということで、昔から神聖な場所として伝統を守り、その文化を支えてきました。

麓から湧き出る水は、各産業に多くの恩恵をもたらし、富士吉田、さらに富士北麓地域を育てまさに富士山と共に発展してきました。

富士吉田ならではの魅力を知ってもらう為、地域の伝統や文化を見つめ直し、そこから生まれる商品やサービスを発信していくプロジェクトとして「富士吉田ブランド」を立ち上げ、多くの人に届けていきます。

### ■ブランドの基本理念

#### メインコンセプト 「つなぐ。富士吉田」

長い年月を積み重ね、日本を象徴するシンボルとなった富士山。

その日本一の資産は、地域のみならず世界中の人々を魅了し、想いや人をつなげてきました。

富士の麓のまち、富士吉田は、富士山と共に歴史を歩んできた地域として、伝統や文化によって生み出された魅力を多くの人へ、そして、未来へとつなげていきます。

### ■認定マーク

#### 富士吉田ブランド認定マーク



富士吉田の「富」と「吉田」の文字のフォルムを主軸に構成しています。

また、「富」を「富」とする事で唯一無二のブランドマークとしています。金鳥居で使用されているしめ縄のイメージでメインコンセプトの「つなぐ」を表現しており、全体イメージを富士山のフォルムとする事で「富士吉田は、富士山と共にある。」ということ伝えていきます。

## ② 認定とは

富士山北麓に位置する「富士吉田市」は、室町時代後期から多くの人々が、登山の玄関口として訪れ、富士山世界遺産構成資産「北口本宮富士浅間神社」「御師住宅」も存在する、富士山信仰のまちとして知られています。富士吉田には、伝統の技から生まれ、長い歴史の中で人々が考え生み出した素晴らしい「モノ」「食」「コト」があります。それらの多くは、地域に密着し、私たちには当たり前の存在となっているものの、国内外の多くの方々にはあまり知られていません。

先人たちが築き、伝え、育んできた富士吉田の伝統を、地域ブランドとして確立すべく、富士吉田商工会議所は「富士吉田ブランド認定制度」を策定しました。

世界遺産富士山に鍛え上げられた「MADE IN FUJIYOSHIDA」のクオリティが、富士吉田の知名度向上につながり、世界に通用するブランドとして確立されることを目指し、富士吉田、富士北麓エリア特有の伝統と文化、ブランドアイデンティティを体現するような商品及びサービスなどを、認定基準に基づいて「富士吉田ブランド」として認定するものです。

認定された商品の魅力に富士吉田の地域の魅力を加味することにより価値を向上させ、販路支援を行うことにより、広く国内外に認知が広まることを目指しています。

## ③ 認定対象

中小・小規模事業者で下記の（１）～（４）に関連する商品及びサービス

- （１）農林水産分野
- （２）工芸品・工業製品分野
- （３）加工食品分野
- （４）サービス分野

## ④ 認定基準

下記の認定基準をすべて満たすことが必要です。

- ・将来性 未来へつながる事業・商材・取り組みである事、新たな手法や技術、地域やお客様への新たな価値地域の未来の為の取り組みであるかどうか。また、継続的・継承的な取り組みやモノやコトなのか。
- ・継続・継承する為に意欲的に取り組み、貢献をしている。
- ・新たな手法、サービス、技術、ライフスタイル等、地域やお客様に対して新たな価値の創出に貢献している。
- ・地域性 富士吉田の歴史や文化、素材が活かされている事  
富士吉田の歴史や文化を重んじていることや地域ならではの素材・技術を使用して

いるか。

- ・富士吉田が連想される取り組みやエピソード、富士吉田ならではの自然、歴史、風土、文化等に根ざしたストーリーがあるか。
- ・富士吉田地域ならではの素材・技術を使用している。
  
- ・品質性 形状的・品質的・技術的に優れている事。  
形状や技術面で優れているか、作法やサービス面でお客様に対し誠実かどうか。
  - ・独自性があり、形状や技術面で優れている。
  - ・作法、サービス面等でお客様に対して安全なものを提供している。
  
- ・環境性 環境への配慮がされている事  
事前や地域環境も含めた全ての環境面で配慮しているか。
  - ・環境に配慮された手法、又は素材等を使用している。
  - ・自然や地域環境も含めた全ての環境面で配慮している。
  
- ・信頼性 衛生面や法令順守において信頼でき、多くの消費者に愛されている事  
安心安全を開示でき、トレーサビリティがきちんとされているか。また、富士吉田の地域に愛されそうか。
  - ・安心安全を開示でき、トレーサビリティが明確である。
  - ・富士吉田の地域に愛されている、又は愛されそうである。

なお、下記の事項に該当すると認められる場合は、認定対象外とします。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長するおそれがあると認められるとき。
- (3) 自己の信用を高めるために利用すると認められるとき。
- (4) 自己の商標、意匠その他これに類するものとして利用すると認められるとき。
- (5) 富士吉田ブランド及びブランドマークをおとしめると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほかブランドマークの利用を不相当と認めるとき。

## ⑤ 審査

「富士吉田ブランド」の認定については、事業者等からの申請を受け、その申請に係る商品やサービスなどが認定基準を満たしているか審査し、審査委員会が認定します。

### ■一次審査（書類審査）

申請書類の内容が満たされているか、書類審査を行います。

### ■二次審査委員会（プレゼン）

一次審査会を通った商品やサービスについては、二次審査委員会にて、申請いただいた商品を提出いただき、申請書に基づき当日プレゼンテーションにて審査委員に説明いただきます。

飲食物については当日試食品をご準備いただき、審査委員が試食を行い審査します。

## ⑥ 認定期間

認定期間は毎年11月1日～10月31日の1年間とします。引き続き認定を受けたい場合は更新の申請が必要となります。

## ⑦ 審査結果

審査の結果、申請された商品やサービスなどを「富士吉田ブランド」として認定した場合は、認定証を交付します。

また、「富士吉田ブランド」として認定されなかった場合は、その旨をお知らせします。

## ⑧ 認定後の特典

1. 認定ごとに認定証/盾が授与されます。
2. 富士吉田ブランドホームページにて認定商品を紹介します。
3. 首都圏での販売会・バイヤーとの商談会へのご案内
4. 受賞商品に貼り付けして販促効果を上げる受賞シールを付与（100枚）
5. 受賞商品を紹介するパンフレット（バイヤーズガイド）を作成し、配布します。
6. 富士吉田ブランドネットショップでの販売支援
7. 富士山観光の玄関口「富士山駅」での販売支援 他

## ⑨ 認定費用

補助金の活用中は無料（来年度以降補助金の活用がない場合は登録料として15,000円、更新登録料10,000円を徴収します。）

※令和5年度は無料とさせていただきます。

## ⑩富士吉田ブランドの名称及びブランドマークの使用について

認定物について「富士吉田ブランド」の名称及びブランドマークを申請することにより使用することができます。使用については

なお、下記の使用ルールを遵守してください。

- 評議委員会が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- 利用許諾を受けた用途のみに使用すること。
- 利用許諾通知書に明記された条件に従い使用すること。
- 利用に当たっては、マニュアルに沿って明示すること。
- 利用前に当該利用に係る物件の完成見本を速やかに連合に提出すること。

ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。

- 利用者はその利用に関して商標登録出願を行うことはできない。

## ⑪ 認定の取り消し

以下の場合に適合した場合は、認定を取り消すことがあります。

〈取消理由〉

- (1) 認定基準に適合しないと認められたとき
- (2) 虚偽の申請により、認定を受けたとき
- (3) その他「富士吉田ブランド」の認定に重大な支障を及ぼすおそれがある行為があったとき

## ⑫ 応募方法

所定の様式（公式サイトからダウンロード）に必要事項を記入の上、富士吉田商工会議所へご提出ください。

【受付窓口】

富士吉田ブランド事務局(富士吉田商工会議所)

〒403-0004

山梨県富士吉田市下吉田7-2 7-2 9

富士吉田商工会議所 ブランド認定担当

【提出資料】

- 富士吉田ブランド認定申請書
- 直近の確定申告書・決算書

※ 様式は公式サイトからダウンロードまたは商工会議所窓口までお越しください。

○申請商品または商品の写真

【注意事項】

- 提出いただいた認定申請書に記入されている内容を基にしますので、「申請する商品及びサービスの概要」、「審査項目に関する事項」など認定基準の適合性については、詳しくご記入ください。
- 審査に当たっては、申請サンプルがありましたら提出いただきます。詳細については、応募書類受領後に連絡いたします。
- 応募書類及び申請サンプルは返却いたしません。
- 応募書類の内容については、当該審査以外に使用することはありません。

⑬ 問い合わせ先

富士吉田商工会議所 ブランド認定担当

Tel : 0555-24-7111 Fax : 0555-22-6851 受付時間 : 8:30~17:15 (土曜・日曜・祝日を除く)

⑭ その他

- (1) この要項に定めるもののほか、富士吉田ブランド認定に必要な事項は、富士吉田商工会議所が別に定めます。